

特別養護老人ホームやすだの里利用料金表(個室)

(平成30年4月1日適用)

(第一段階利用者) [生活保護受給者・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者]

(単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算I	看護体制加算I	夜勤職員配置加算III	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	1か月あたり
要介護1	557	14	36	4	16	52	679	300	320	38,970
要介護2	625	14	36	4	16	58	753	300	320	41,190
要介護3	695	14	36	4	16	63	828	300	320	43,440
要介護4	763	14	36	4	16	69	902	300	320	45,660
要介護5	829	14	36	4	16	75	974	300	320	47,820

(第二段階利用者) [世帯非課税で(課税年金+合計所得)が年間80万円以下、かつ預貯金等の額が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方]

(単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算I	看護体制加算I	夜勤職員配置加算III	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	1か月あたり
要介護1	557	14	36	4	16	52	679	390	420	44,670
要介護2	625	14	36	4	16	58	753	390	420	46,890
要介護3	695	14	36	4	16	63	828	390	420	49,140
要介護4	763	14	36	4	16	69	902	390	420	51,360
要介護5	829	14	36	4	16	75	974	390	420	53,520

(第三段階利用者) [世帯非課税で(課税年金+合計所得)が年間80万円以上、かつ預貯金等の額が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方]

(単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算I	看護体制加算I	夜勤職員配置加算III	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	1か月あたり
要介護1	557	14	36	4	16	52	679	650	820	64,470
要介護2	625	14	36	4	16	58	753	650	820	66,690
要介護3	695	14	36	4	16	63	828	650	820	68,940
要介護4	763	14	36	4	16	69	902	650	820	71,160
要介護5	829	14	36	4	16	75	974	650	820	73,320

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方]

(単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算I	看護体制加算I	夜勤職員配置加算III	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	1か月あたり
要介護1	557	14	36	4	16	52	679	1,380	1,150	96,270
要介護2	625	14	36	4	16	58	753	1,380	1,150	98,490
要介護3	695	14	36	4	16	63	828	1,380	1,150	100,740
要介護4	763	14	36	4	16	69	902	1,380	1,150	102,960
要介護5	829	14	36	4	16	75	974	1,380	1,150	105,120

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方]

(2割負担の場合)

(単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算I	看護体制加算I	夜勤職員配置加算III	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	1か月あたり
要介護1	1,114	28	72	8	32	104	1,358	1,380	1,150	116,640
要介護2	1,250	28	72	8	32	115	1,505	1,380	1,150	121,050
要介護3	1,390	28	72	8	32	127	1,657	1,380	1,150	125,610
要介護4	1,526	28	72	8	32	138	1,804	1,380	1,150	130,020
要介護5	1,658	28	72	8	32	149	1,947	1,380	1,150	134,310

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方]

(3割負担の場合)

(単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算I	看護体制加算I	夜勤職員配置加算III	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	1か月あたり
要介護1	1,671	42	108	12	48	156	2,037	1,380	1,150	137,010
要介護2	1,875	42	108	12	48	173	2,258	1,380	1,150	143,640
要介護3	2,085	42	108	12	48	190	2,485	1,380	1,150	150,450
要介護4	2,289	42	108	12	48	207	2,706	1,380	1,150	157,080
要介護5	2,487	42	108	12	48	224	2,921	1,380	1,150	163,530

※1 合計の金額は1ヵ月を30日として計算しています。

※2 処遇改善加算は制度上、算定方法が他の加算と違い、1ヵ月の報酬合計から一定の掛け率により算定しますので、表示している単価はあくまでも目安となりますのでご了承ください。

特別養護老人ホームやすだの里利用料金表(多床室)

(平成30年4月1日適用)

(第一段階利用者) [生活保護受給者・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者]

(単位：円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要介護1	557	14	36	4	16	52	679	300	0	29,370
要介護2	625	14	36	4	16	58	753	300	0	31,590
要介護3	695	14	36	4	16	63	828	300	0	33,840
要介護4	763	14	36	4	16	69	902	300	0	36,060
要介護5	829	14	36	4	16	75	974	300	0	38,220

(第二段階利用者) [世帯非課税で(課税年金+合計所得)が年間80万円以下、かつ預貯金等の額が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方]

(単位：円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要介護1	557	14	36	4	16	52	679	390	370	43,170
要介護2	625	14	36	4	16	58	753	390	370	45,390
要介護3	695	14	36	4	16	63	828	390	370	47,640
要介護4	763	14	36	4	16	69	902	390	370	49,860
要介護5	829	14	36	4	16	75	974	390	370	52,020

(第三段階利用者) [世帯非課税で(課税年金+合計所得)が年間80万円以上、かつ預貯金等の額が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方]

(単位：円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要介護1	557	14	36	4	16	52	679	650	370	50,970
要介護2	625	14	36	4	16	58	753	650	370	53,190
要介護3	695	14	36	4	16	63	828	650	370	55,440
要介護4	763	14	36	4	16	69	902	650	370	57,660
要介護5	829	14	36	4	16	75	974	650	370	59,820

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方]

(単位：円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要介護1	557	14	36	4	16	52	679	1,380	840	86,970
要介護2	625	14	36	4	16	58	753	1,380	840	89,190
要介護3	695	14	36	4	16	63	828	1,380	840	91,440
要介護4	763	14	36	4	16	69	902	1,380	840	93,660
要介護5	829	14	36	4	16	75	974	1,380	840	95,820

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方]

(2割負担の場合)

(単位：円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要介護1	1,114	28	72	8	32	104	1,358	1,380	840	107,340
要介護2	1,250	28	72	8	32	115	1,505	1,380	840	111,750
要介護3	1,390	28	72	8	32	127	1,657	1,380	840	116,310
要介護4	1,526	28	72	8	32	138	1,804	1,380	840	120,720
要介護5	1,658	28	72	8	32	149	1,947	1,380	840	125,010

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方]

(3割負担の場合)

(単位：円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要介護1	1,671	42	108	12	48	156	2,037	1,380	840	127,710
要介護2	1,875	42	108	12	48	173	2,258	1,380	840	134,340
要介護3	2,085	42	108	12	48	190	2,485	1,380	840	141,150
要介護4	2,289	42	108	12	48	207	2,706	1,380	840	147,780
要介護5	2,487	42	108	12	48	224	2,921	1,380	840	154,230

※1 合計の金額は1ヵ月を30日として計算しています。

※2 処遇改善加算は制度上、算定方法が他の加算と違い、1ヵ月の報酬合計から一定の掛け率により算定しますので、表示している単価はあくまでも目安となりますのでご了承ください。

介護老人福祉施設 加算料金等について

- 初期加算
入所後30日まで、1日30円の加算となります。
- 栄養マネジメント加算
栄養マネジメントを行った場合は、1日14円の加算となります。
- 療養食加算
医師の発行する食事箋に基づき提供する食事は、療養食となります。(濃厚流動食は除く)
1日3回を限度として1回6円の加算となります。(但し、療養を目的とした濃厚流動食については、1日2回の給与量の指示であったとしても、3回分として加算されます)
- ・経口移行加算
経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合、1日28円の加算となります。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定不可となります。
- ・経口維持加算Ⅰ
現に経口により食事を摂取している方で著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に医師、歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員等の職種の者が共同して食事の観察及び会議等を行い、入居者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合、月400円の加算となります。
- ・経口維持加算Ⅱ
施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算Ⅰにおいて行う食事の観察及び会議等に、医師(人員基準に規定する医師を除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算Ⅰに加えて、月100円の加算となります。
- ・低栄養リスク改善加算
低栄養状態にある利用者に対し、医師・管理栄養士・看護師等多職種が共同して改善を図るための計画を策定し、当該計画に基づき医師または歯科医師の指示を受けた管理栄養士が、適切な栄養管理を行った場合に、原則として6ヶ月以内を限度として1月300円の加算となります。(なお、6ヶ月経過後も医師の指示に基づき改善が必要な状態である場合は、引き続き加算となります。)
- 日常生活継続支援加算(Ⅰ)
要介護度の高い利用者に対して、質の高いケアを実施することにより、下記のいずれか一つでも該当している場合に1日につき36円加算されるものです。(①、②については、算定日の属する月の前6月間又は12月間における総数で算定)
①新規入居者のうち、要介護度4～5の占める割合が70%以上の場合
②新規入居者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が65%以上の場合
③利用者のうち、たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が15%以上の場合

※この加算が算定されている場合は、サービス提供体制強化加算は算定されません
- ・サービス提供体制強化加算
介護従事者の専門性等に係る適切なサービス提供に対する加算です。
(Ⅰ)イ 介護福祉士が60%以上配置されている場合には1日18円の加算となります。
(Ⅰ)ロ 介護福祉士が50%以上配置されている場合には1日12円の加算となります。
(Ⅱ) 常勤職員が75%以上配置されている場合には1日6円の加算となります。
(Ⅲ) 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている場合には1日6円の加算となります。

※(Ⅰ)イ～(Ⅲ)いずれか一つのみの加算となります。また、このいずれかの加算が算定されている場合には 日常生活継続支援加算は算定されません。
- ・夜勤職員配置加算(Ⅰ)広域型口
夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合に1日13円の加算となります。(但し、見守り機器等をご利用者の総数の15%以上設置し、国が定めた指針に沿って検討等が行われている場合については最低基準を0.9以上上回る事)

・夜勤職員配置加算(Ⅲ)広域型口

夜勤職員配置加算(Ⅰ)口の要件に加え、夜勤時間帯を通じて看護職員または喀痰吸引をする事ができる介護職員を配置している場合は、1日16円の加算となります。

・看護体制加算(Ⅰ)口

常勤の看護師を1名以上配置することにより、1日4円の加算となります。

・看護体制加算(Ⅱ)口

下記のとおり、手厚い看護職員の配置を行っていることにより1日8円加算されるものです。

- ①看護職員を常勤換算方法で25又はその端数を増すごとに1名以上配置していること。
- ②最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること。
- ③看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。

・看取り介護加算Ⅰ

医師が医学的見地に基づき、回復の見込みがないと診断し、ご利用者又はご家族の同意を得て看取り介護を行った場合に下記の加算となります。

- ① 死亡以前4日以前4～30日 144円/日
- ② 死亡日の前日・前々日 680円/日
- ③ 死亡日 1,280円/日

・看取り介護加算Ⅱ

看護体制加算Ⅱを算定している場合であって、**且つ看取り介護加算Ⅰと同じ要件のもと、当該施設において亡なられた場合**には、以下の加算となります。

- ① 死亡以前4日以前4～30日 144円/日
- ② 死亡日の前日・前々日 780円/日
- ③ 死亡日 1,580円/日

・配置医師緊急時対応加算

看護体制加算Ⅱを算定している場合であって、当該施設の配置医師が施設の求めに応じ、**早朝及び夜間または深夜において当施設を訪問し、利用者に対して診療を行い、かつ診療を行った理由を記録した場合に、**下記の加算となります。

- ① 早朝(午前6時から午前8時まで) 650円/回
- ② 夜間(午後6時から午後10時まで) 650円/回
- ③ 深夜(午後10時から午前6時まで) 1,300円/回

・褥瘡マネジメント加算

施設において、国が定めた指針に沿って継続的に利用者ごとの褥瘡管理をした場合に3月に1回を限度として10円の加算となります。

・排泄支援加算

排泄に介護を要する場合であって、医師または看護師の判断により、医師・看護師・介護支援専門員等が共同して支援計画を作成し、計画に基づいて継続して支援を行った場合において、6ヶ月以内の期間に限り1月につき、100円の加算となります。

・若年性認知症入所者受入加算

65歳未満の若年性認知症の利用者ごとに個別の担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合には1日120円の加算があります。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算とは重複して算定することはありません。

・認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師の診断により、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合には入所した日から7日を限度として1日200円の加算となります。ただし、若年性認知症入所者受入加算とは重複して算定することはありません。

・在宅復帰支援機能加算

退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、ケアマネージャーや主治医との連携を図る等、在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合以上の在宅復帰を実現している場合には1日10円の加算となります。

- ・退所時に相談援助等した場合、下記の加算があります。
 - ・退所前訪問相談援助加算として460円の加算があります。(最高2回)
 - ・退所後訪問相談援助加算として460円の加算があります。(退所後1回)
 - ・退所時相談援助加算として400円の加算があります。
 - ・退所前連携加算として500円の加算があります。
- ・口腔衛生管理体制加算
 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言又は指導を月1回以上行っている場合に月30円の加算があります。
- ・口腔衛生管理加算
口腔衛生管理体制加算を算定している場合であって、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、該当する入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行っている場合に月90円の加算があります。
- ・再入所時栄養連携加算
 施設に入所している利用者が医療機関に入院し、経管栄養や嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、施設に再入所後の栄養管理に関する栄養ケア計画を策定した場合に、ご利用者1回に限り400円の加算があります。

※ 上記の金額は、1割負担の場合であり、2割及び3割負担の場合は上記金額の2倍または3倍となります。(3割負担は、平成30年8月1日以降施行されます。)

- 介護職員処遇改善加算
 介護人材の確保とサービスの質の向上を図るために平成24年度から創設された加算で、下記のいずれかを算定します。
 - 介護職員処遇改善加算Ⅰ
 所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×8.3%
 - ・介護職員処遇改善加算Ⅱ
 所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×6.0%
 - ・介護職員処遇改善加算Ⅲ
 所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×3.3%
 - ・介護職員処遇改善加算Ⅳ
 所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×3.3%×90%
 - ・介護職員処遇改善加算Ⅴ
 所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×3.3%×80%

※原則として、□で囲んだ種類の加算を算定できる体制をとっております(平成30年4月1日現在)
 但し、施設の職員体制等により、加算の種類に変更が生じる場合や金額が減となる場合があります。
 また、料金等につきましては国の基準等により、今後変更される場合があります。

短期入所やすだの里利用料金表(個室)

(平成30年4月1日適用)

(第一段階利用者) [生活保護受給者・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者] (単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	437	18	0	0	38	493	300	320	1,113
要支援2	543	18	0	0	47	608	300	320	1,228
要介護1	584	18	15	12	52	681	300	320	1,301
要介護2	652	18	15	12	58	755	300	320	1,375
要介護3	722	18	15	12	64	831	300	320	1,451
要介護4	790	18	15	12	69	904	300	320	1,524
要介護5	856	18	15	12	75	976	300	320	1,596

(第二段階利用者) [世帯非課税で(課税年金+合計所得)が年間80万円以下、かつ預貯金等の額が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方] (単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	437	18	0	0	38	493	390	420	1,303
要支援2	543	18	0	0	47	608	390	420	1,418
要介護1	584	18	15	12	52	681	390	420	1,491
要介護2	652	18	15	12	58	755	390	420	1,565
要介護3	722	18	15	12	64	831	390	420	1,641
要介護4	790	18	15	12	69	904	390	420	1,714
要介護5	856	18	15	12	75	976	390	420	1,786

(第三段階利用者) [世帯非課税で(課税年金+合計所得)が年間80万円以上、かつ預貯金等の額が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方] (単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	437	18	0	0	38	493	650	820	1,963
要支援2	543	18	0	0	47	608	650	820	2,078
要介護1	584	18	15	12	52	681	650	820	2,151
要介護2	652	18	15	12	58	755	650	820	2,225
要介護3	722	18	15	12	64	831	650	820	2,301
要介護4	790	18	15	12	69	904	650	820	2,374
要介護5	856	18	15	12	75	976	650	820	2,446

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方] (単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	437	18	0	0	38	493	1,380	1,150	3,023
要支援2	543	18	0	0	47	608	1,380	1,150	3,138
要介護1	584	18	15	12	52	681	1,380	1,150	3,211
要介護2	652	18	15	12	58	755	1,380	1,150	3,285
要介護3	722	18	15	12	64	831	1,380	1,150	3,361
要介護4	790	18	15	12	69	904	1,380	1,150	3,434
要介護5	856	18	15	12	75	976	1,380	1,150	3,506

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方] (2割負担の場合) (単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	874	36	0	0	76	986	1,380	1,150	3,516
要支援2	1,086	36	0	0	93	1,215	1,380	1,150	3,745
要介護1	1,168	36	30	24	104	1,362	1,380	1,150	3,892
要介護2	1,304	36	30	24	116	1,510	1,380	1,150	4,040
要介護3	1,444	36	30	24	127	1,661	1,380	1,150	4,191
要介護4	1,580	36	30	24	139	1,809	1,380	1,150	4,339
要介護5	1,712	36	30	24	150	1,952	1,380	1,150	4,482

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方] (3割負担の場合) (単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	1,311	54	0	0	113	1,478	1,380	1,150	4,008
要支援2	1,629	54	0	0	140	1,823	1,380	1,150	4,353
要介護1	1,752	54	45	36	157	2,044	1,380	1,150	4,574
要介護2	1,956	54	45	36	174	2,265	1,380	1,150	4,795
要介護3	2,166	54	45	36	191	2,492	1,380	1,150	5,022
要介護4	2,370	54	45	36	208	2,713	1,380	1,150	5,243
要介護5	2,568	54	45	36	224	2,927	1,380	1,150	5,457

※1 合計欄は1日あたりの料金で、送迎を行った場合は1回につき184円加算されます。

※2 処遇改善加算は制度上、算定方法が他の加算と違い、1カ月の報酬合計から一定の掛け率により算定しますので、表示している単価はあくまでも目安となりますのでご了承ください。

短期入所やすだの里利用料金表(多床室) (平成30年4月1日適用)

(第一段階利用者) [生活保護受給者・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者]

(単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	437	18	0	0	38	493	300	0	793
要支援2	543	18	0	0	47	608	300	0	908
要介護1	584	18	15	12	52	681	300	0	981
要介護2	652	18	15	12	58	755	300	0	1,055
要介護3	722	18	15	12	64	831	300	0	1,131
要介護4	790	18	15	12	69	904	300	0	1,204
要介護5	856	18	15	12	75	976	300	0	1,276

(第二段階利用者) [世帯非課税で(課税年金+合計所得)が年間80万円以下、かつ預貯金等の額が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方]

(単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	437	18	0	0	38	493	390	370	1,253
要支援2	543	18	0	0	47	608	390	370	1,368
要介護1	584	18	15	12	52	681	390	370	1,441
要介護2	652	18	15	12	58	755	390	370	1,515
要介護3	722	18	15	12	64	831	390	370	1,591
要介護4	790	18	15	12	69	904	390	370	1,664
要介護5	856	18	15	12	75	976	390	370	1,736

(第三段階利用者) [世帯非課税で(課税年金+合計所得)が年間80万円以上、かつ預貯金等の額が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方]

(単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	437	18	0	0	38	493	650	370	1,513
要支援2	543	18	0	0	47	608	650	370	1,628
要介護1	584	18	15	12	52	681	650	370	1,701
要介護2	652	18	15	12	58	755	650	370	1,775
要介護3	722	18	15	12	64	831	650	370	1,851
要介護4	790	18	15	12	69	904	650	370	1,924
要介護5	856	18	15	12	75	976	650	370	1,996

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方]

(単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	437	18	0	0	38	493	1,380	840	2,713
要支援2	543	18	0	0	47	608	1,380	840	2,828
要介護1	584	18	15	12	52	681	1,380	840	2,901
要介護2	652	18	15	12	58	755	1,380	840	2,975
要介護3	722	18	15	12	64	831	1,380	840	3,051
要介護4	790	18	15	12	69	904	1,380	840	3,124
要介護5	856	18	15	12	75	976	1,380	840	3,196

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方]

(2割負担の場合) (単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	874	36	0	0	76	986	1,380	840	3,206
要支援2	1,086	36	0	0	93	1,215	1,380	840	3,435
要介護1	1,168	36	30	24	104	1,362	1,380	840	3,582
要介護2	1,304	36	30	24	116	1,510	1,380	840	3,730
要介護3	1,444	36	30	24	127	1,661	1,380	840	3,881
要介護4	1,580	36	30	24	139	1,809	1,380	840	4,029
要介護5	1,712	36	30	24	150	1,952	1,380	840	4,172

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方]

(3割負担の場合) (単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算	小計	食事代	居住費	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	1,311	54	0	0	113	1,478	1,380	840	3,698
要支援2	1,629	54	0	0	140	1,823	1,380	840	4,043
要介護1	1,752	54	45	36	157	2,044	1,380	840	4,264
要介護2	1,956	54	45	36	174	2,265	1,380	840	4,485
要介護3	2,166	54	45	36	191	2,492	1,380	840	4,712
要介護4	2,370	54	45	36	208	2,713	1,380	840	4,933
要介護5	2,568	54	45	36	224	2,927	1,380	840	5,147

※1 合計欄は1日あたりの料金で、送迎を行った場合は1回につき184円加算されます。

※2 処遇改善加算は制度上、算定方法が他の加算と違い、1カ月の報酬合計から一定の掛け率により算定しますので、表示している単価はあくまでも目安となりますのでご了承ください。

短期入所 加算料金等について

送迎加算

居宅と施設との間の送迎を行った場合には、片道184円の加算があります。

療養食加算

医師の発行する食事箋に基づき提供する食事は、療養食となります。(濃厚流動食は除く) 1日3回を限度として1回8円の加算となります。(但し、療養を目的とした濃厚流動食については、1日2回の給与量の指示であったとしても、3回分として加算されます)

サービス提供体制強化加算

介護従事者の専門性等に係る適切なサービス提供に対する加算です。

(Ⅰ)イ 介護福祉士が60%以上配置されている場合には1日18円の加算となります。

(Ⅰ)ロ 介護福祉士が50%以上配置されている場合には1日12円の加算となります。

(Ⅱ) 常勤職員が75%以上配置されている場合には1日6円の加算となります。

(Ⅲ) 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている場合には1日6円の加算となります。

※ 上記の加算はいずれか一つのみとなります。

夜勤職員配置加算(Ⅰ)広域型ロ

夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合に1日13円の加算となります。(但し、見守り機器等をご利用者の総数の15%以上設置し、国が定めた指針に沿って検討等が行われている場合については最低基準を0.9以上上回る事)

夜勤職員配置加算(Ⅲ)広域型ロ

夜勤職員配置加算(Ⅰ)広域型ロの要件に加え、夜勤時間帯を通じて看護職員または喀痰吸引をすることができる介護職員を配置している場合は、1日15円の加算となります。

看護体制加算(Ⅰ)ロ

常勤の看護師を1名以上配置することにより1日4円の加算となります。

看護体制加算(Ⅱ)ロ

下記のとおり、手厚い看護職員の配置を行っていることにより1日8円加算されるものです。

①看護職員を常勤換算方法で25又はその端数を増すごとに1名以上配置していること。

②看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。

看護体制加算(Ⅲ)

看護体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている場合において、前年度または前3ヶ月の利用者総数のうち要介護3、4、5である利用者の占める割合が70%以上である場合1日つき12円の加算となります

看護体制加算(Ⅳ)

看護体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たしている場合において、前年度または前3ヶ月の利用者総数のうち要介護3、4、5である利用者の占める割合が70%以上である場合1日つき23円の加算となります

※看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)については、同時に算定される場合があります。
また、看護体制加算(Ⅲ)及び(Ⅳ)については、同時に算定される場合があります。

若年性認知症入所者受入加算

65歳未満の若年性認知症の利用者ごとに個別の担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合には1日120円の加算があります。

・認知症行動・心理症状緊急対応加算

認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者である場合、入所日から7日を限度として1日200円の加算となります。

□ 緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において利用することが計画されていない場合で、ご利用者の状態やご家族等の事情により、ケアマネージャーが緊急に短期入所生活介護を受ける事が必要と認めた場合に、短期入所生活介護をご利用されるに至った日から起算して原則7日間(最長14日)を限度として、1日につき90円の加算となります。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しません。

※ 上記の金額は、1割負担の場合であり、2割及び3割負担の場合は上記金額の2倍または3倍となります。(3割負担は、平成30年8月1日以降施行されます。)

□ 介護職員処遇改善加算

介護人材の確保とサービスの質の向上を図るために平成24年度から創設された加算で、下記のいずれかを算定します。

□ 介護職員処遇改善加算Ⅰ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×8.3%

・介護職員処遇改善加算Ⅱ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×6.0%

・介護職員処遇改善加算Ⅲ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×3.3%

・介護職員処遇改善加算Ⅳ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×3.3%×90%

・介護職員処遇改善加算Ⅴ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×3.3%×80%

※原則として、□で囲んだ種類の加算を算定できる体制をとっております(平成30年4月1日現在)
但し、施設の職員体制等により、加算の種類に変更が生じる場合や金額が変更となる場合があります
また、加算の種類・内容・料金等につきましては国の基準等により、今後変更される場合があります。